国立大学法人東京農工大学学長選考会議規程の一部改正

現行	改正案	備考
（組織） 第３条　（略） ５　第１項及び第２項に定める委員が、学長選考の過程において、応募者又は推薦者となり、審議の中立性を損なう事態が生じた場合は、委員を辞職するものとし、選考会議は、その欠員を速やかに補充するための措置をとるものとする。 （事務） 第６条　選考会議の事務は、関係部署の協力を得て、総務部総務課において処理する。	（組織） 第３条　（略） ５　第１項及び第２項に定める委員が、学長選考の過程において、被推薦者又は推薦者となり、審議の中立性を損なう事態が生じた場合は、委員を辞職するものとし、選考会議は、その欠員を速やかに補充するための措置をとるものとする。 （事務） 第６条　選考会議の事務は、関係部署の協力を得て、総務課において処理する。	

附　則（令和元年９月５日選規程第15号）

この規程は、令和元年９月５日から施行する。ただし、第６条の改正については、平成３１年４月１日から適用する。